

# 麻田タムス

明治33年3月3日創業

## THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2021年(令和3年) 7月15日 (木曜日) 第13729号

契約実務

アンビシャス総合法律事務所

成長のための企業法務

第28回

乙は甲に損害を賠償する」という規定など、「は、不可抗力で義務を履行しなかつた場合にも履行しないべき事由による」に帰すべき事由による「乙が〇〇の義務を……」と変更して下さい。

また、責任を負う範囲を限する方法では、直接に違約金に関する規定を設ける方法や、「Nが〇〇の義務を履行しなかつた場合には乙は損害を賠償する」と規定の後に「但し、乙は、本契約で乙が甲から受領した金額を上回して責任を負う」という文言を追加する方法があるります。他方で、責任を負う範囲を広げる方法として、「損害を除く他の費用を要した弁護士費用の全額を請求する」といった形で、記述する方法があります。